

レンタル契約条項

株式会社信越無線（以下甲という）の商品をご利用いただきありがとうございます。お客様に甲所有の商品及び、その商品のすべての付属品（以下乙という）をご利用いただくにあたって次のことをお約束していただきます。

料金について

- 商品がお客様の手元に渡った時間から、甲の手元に戻るまでの時間（期間）の料金をいただきます。
- レンタル料金の支払い方法は原則として現金前払いです。
- レンタル期間中は中途で解約された場合であっても、レンタル期間中の料金はいただきます。
- レンタル期間が満了（お約束の返却予定日時）するまでに商品を返還していただきます。もし商品が、お約束の時間より遅れて返却された場合には、延長料金（別途延長料金表による）をいただきます。
- お客様がこの契約に違反された場合には、甲は特段の通知、催告なしでこの契約を解除することができるものとします。この場合、お客様はただちに商品を返還しなければなりません。
契約が解除された場合であっても甲が商品の返還を受けるまでのレンタル料金と別途延長料金をいただきます。
- お客様にお支払いいただく料金とは別に消費税を申し受けます。

注意事項

- このレンタル契約はお客様に商品をお貸し（レンタル）するものです。
- 甲は、お客様に表記契約書の商品を表記契約書の期間、表記契約書の料金にてレンタルいたします。
- 商品は日本国内にて、商品の使用目的にあったご使用のみにしていただき、商品の利用保管については十分なご注意をお願いします。
- お客様は商品を第三者に使用させたり譲渡、質入、転貸、占有、移転等の処分をしてはいけません。また商品を改造、改装してはいけません。

- お客様が商品を使用される場合には「取扱説明書」及び甲による取扱説明に従ってお使い下さい。誤使用、お客様の不注意、使用目的以外のご使用により生じた損害については甲は一切の責任を負いません。
- 甲は操作機能確認の上お客様に商品をお渡しした後、お客様に生じた使用目的を達しない等の損害については、一切責任を負いません。

故障について

- 商品を甲に返還される場合に、通常の使用による消耗、減価以上に商品が破損し、修理が必要とする場合には、修理代金に相当する費用を弁償していただきます。
- 商品がお客様の手元にある間に返還不能及び修理不能の状態になった場合はレンタル期間中の料金（期間を越えておれば、その期間の延長料金）の他に甲が一定の基準により算出したその商品と同額（別途弁償料金表による）を弁償していただきます。
- 商品がお客様の手元にある間に自損（落下、水濡れ、衝撃等）による故障が生じた場合は、修理代金として別途請求させていただきます。
- 商品がお客様の手元にある間に取扱説明書などの注意書に従った正常な使用状態で故障した場合には、お買い上げの販売店またはメーカーサービスにて無料修理をさせていただきます。

以上